

## 庁舎内における飲食物の販売行為に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市庁舎（東大阪市荒本北一丁目1番1号に所在する庁舎をいう。以下同じ。）内における飲食物の販売行為の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 本市庁舎内において飲食物の販売行為を行うことのできる者は、次に掲げるものとする。

(1) 東大阪市内に事務所又は事業所を有する者

(申請及び許可)

第3条 本市庁舎内において飲食物の販売行為を行おうとする者は、庁舎管理者に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の申請は、別表に掲げる書類を次項の申請期間内に庁舎管理者に提出しなければならない。

3 申請期間は、許可年度の前年度の3月1日から3月14日までの間の開庁日とする。

(許可の条件)

第4条 庁舎管理者は、飲食物の販売を行うことについて次に掲げる要件を満たさなければ許可をしてはならない。

(1) 法令上の許可が必要な場合、申請を行った者が当該法令上の許可を有すること。

(2) 市税に滞納税額がないこと。

(許可証の発行)

第5条 庁舎管理者は、第3条の許可をしたときは、飲食物販売行為許可証（様式第3）を交付する。

(許可の期間)

第6条 第3条の許可は、年度ごとに行う。

(遵守事項)

第7条 本市庁舎内で飲食物を販売する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 保健所交付の製造者の「営業許可証」の条件を充たすもの。

(2) 庁舎管理者があらかじめ販売を認めた飲食物以外の飲食物の販売をしないこと。

(3) 缶、ビン、紙パックその他これらに類する容器に収納されているものを除き、みそ汁、スープ等の液状のものを販売しないこと。

(4) 使い捨て容器使用の場合は、必要に応じて食品表示法に則った表示をすること。

(5) 販売行為を行う場合、許可証を常に指定した形式で携帯すること。

(6) 飲食物の販売に自動車を使用する場合は、駐車が認められる場所に駐車すること。

(7) 飲食物の配達及び容器の回収を行うときは、7号機エレベーターを使用しないこと。なお、台車等を使用する場合は、必ず8号機エレベーターを使用すること。

(8) 飲食物の配達及び容器の回収を行う際は、市民等に不快感を与えないよう配慮すること。

(9) 配達の際に一時的に飲食物を置く場所は、8号機エレベーター付近のみとし、通行の妨げにならないよう配慮すること。

(10) 飲食物の配達、容器の回収、代金の受領等のために執務室に立ち入らないこと。

(11) 昼食のための飲食物の販売は、10時30分以降に行うこと。

(12) 昼食のための飲食物を販売する場合、その容器は当日15時までを使い捨て容器を含め全て回収すること。

(13) 昼食以外の飲食物を販売する場合、受注及び販売は業務時間外に行うこと。

(14) 昼食以外の食事のための飲食物を販売する場合、その容器は直ちに回収すること。

(15) 前各号に掲げるもののほか、庁舎管理者が必要と認めた事項  
(許可の取消し)

第8条 庁舎管理者は、庁舎内飲食物販売行為の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

(1) 申請内容に偽りがあると認められるとき。

(2) 許可期間内に前条各号に掲げる事項に反する行為をしたと認められるとき。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月20日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

No.	提出書類	様式名
1	東大阪市本庁舎内飲食物販売行為許可申請書	様式第1
2	食品営業許可証	
3	納税証明書（市税の滞納税額がない証明）	
4	誓約書	様式第2

※ 法人名と営業所の名称が異なる場合は、関係性の分かる書類を添付してください。

(様式第1)

年 月 日

年度 東大阪市本庁舎内飲食物販売行為許可申請書

(宛先) 庁舎管理者

(申請者)

住所 (所在地) \_\_\_\_\_

屋号又は商号 (名称) \_\_\_\_\_

代表者名又は氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

※押印は必要  
ありません。

(製造者) ※上記と異なる場合のみ記載

住所 (所在地) \_\_\_\_\_

屋号又は商号 (名称) \_\_\_\_\_

代表者名又は氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

販売品目		
販売責任者	氏名	
	連絡先 (会社)	
	連絡先 (携帯電話)	
	<input type="checkbox"/> 販売責任者も販売行為を行う場合は、チェックを入れてください。	
発行希望枚数	枚 (1業者に対し上限5枚まで)	

(様式第2)

# 誓 約 書

年 月 日

(宛先) 庁舎管理者

住所 (所在地)

\_\_\_\_\_

屋号又は商号 (名称)

\_\_\_\_\_

代表者名又は氏名

\_\_\_\_\_

※押印は必要  
ありません。

東大阪市庁舎内における飲食物の販売行為につき、下記の事項に相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 庁舎内における飲食物の販売行為に関する要綱の第7条の内容を遵守いたします。また、これに違反した場合に許可を取り消されても異議ありません。
- 2 私は、東大阪市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に掲げる者のいずれにも該当しません。また、前文に掲げる者の利益となることはいたしません。
- 3 申請内容に偽りがあるときは、許可を取り消されても異議ありません。

以 上

様式第3

許 可 証	
第 号	
期 限	年 月 日

## 飲食物販売行為許可証

名 称

住 所

東大阪市庁舎内における飲食物の販売行為について、裏面の条件を付けて許可します。

年 月 日  
庁舎管理者

(条件)

- (1) 保健所交付の製造者の「営業許可証」の条件を充たすもの。
- (2) 庁舎管理者があらかじめ販売を認めた飲食物以外の飲食物の販売をしないこと。
- (3) 缶、ビン、紙パックその他これらに類する容器に収納されているものを除き、みそ汁、スープ等の液状のものを販売しないこと。
- (4) 使い捨て容器使用の場合は、必要に応じて食品表示法に則った表示をすること。
- (5) 販売行為を行う場合、許可証を常に指定した形式で携帯すること。
- (6) 飲食物の販売に自動車を使用する場合は、駐車が認められる場所に駐車すること。
- (7) 飲食物の配達及び容器の回収を行うときは、7号機エレベーターを使用しないこと。なお、台車等を使用する場合は、必ず8号機エレベーターを使用すること。
- (8) 飲食物の配達及び容器の回収を行う際は、市民等に不快感を与えないよう配慮すること。
- (9) 配達の際に一時的に飲食物を置く場所は、8号機エレベーター付近のみとし、通行の妨げにならないよう配慮すること。
- (10) 飲食物の配達、容器の回収、代金の受領等のために執務室に立ち入らないこと。
- (11) 昼食のための飲食物の販売は、10時30分以降に行うこと。
- (12) 昼食のための飲食物を販売する場合、その容器は当日15時まで使い捨て容器を含め全て回収すること。
- (13) 昼食以外の飲食物を販売する場合、受注及び販売は業務時間外に行うこと。
- (14) 昼食以外の食事のための飲食物を販売する場合、その容器は直ちに回収すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、庁舎管理者が必要と認めた事項

前項にあげた項目を遵守しない場合は、許可を取り消すことがあります。